

男性労働者の育児休業取得率等の公表

育児・介護休業法の改正により、男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務付けられました。この法律は、正式名称を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。

現在の日本におきましては少子高齢化が進んでおり、出産・育児による労働者の離職を防ぐことは重要な課題であると認識しております。

しかしながら男性の育児休業取得率は低迷しており、取得期間についてもほとんどが2週間未満での取得となっている状況です。また、育児休業を検討しながらも取得を選ばなかった職員もいます。

当法人では、育児休業・産後パパ育休に関して、取得促進のための情報提供や相談窓口を設けるなど雇用環境を整備し、男性の育児休業推進に努めており、育児や介護など家庭的な理由で一時的に仕事を離れることがあっても、その後復帰した場合には、キャリアアップや昇進の機会が与えられるような制度や環境づくりに取り組んでいます。

当法人における令和6年度の男性労働者の育児休業取得率等を調査したところ、以下の通りとなりました。

【公表の内容】

公表日：令和7年4月1日

□育児休業等の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数	2人
配偶者が出産した男性労働者の数	4人